

Smile

わが家の“笑顔”をご紹介します



岩永 悠聖 くん（1歳）
父・一寿 さん 母・依里子 さん
（下横田区）

ねえね、にいに
いっぱいあそぼうね♪

上野 楓実 ちゃん（1歳）
父・大輔 さん 母・幸述 さん
（横田区）

お姉ちゃん、これから
いっぱい遊んでね！



★お子さんの成長の記念として、“笑顔”の写真を『広報こうさ』紙面に飾ってみませんか？写真掲載のお申し込みは、町総合保健福祉センターまで。

●お子さんの“笑顔”の写真掲載に関するお申し込み・お問い合わせ先
町総合保健福祉センター
☎096-235-8711

Child-Care

2月の子育て支援カレンダー

○ 甲佐保育園 ☎096-234-0186 園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)	○ 甲佐町子育て支援センター (竜野保育園内) ☎096-234-0305 <table> <tr><td>2日(金)</td><td>豆まき</td></tr> <tr><td>5日(月)</td><td>ままごと遊び</td></tr> <tr><td>7日(水)</td><td>戸外遊び</td></tr> <tr><td>9日(金)</td><td>ブロック遊び</td></tr> <tr><td>14日(水)</td><td>パレンティンチョコレート作り</td></tr> <tr><td>16日(金)</td><td>お誕生会 (要予約)</td></tr> <tr><td>19日(月)</td><td>親子で読書</td></tr> <tr><td>21日(水)</td><td>折り紙遊び</td></tr> <tr><td>23日(金)</td><td>散歩 (園周辺)</td></tr> <tr><td>26日(月)</td><td>雛飾り作り</td></tr> <tr><td>28日(水)</td><td>お絵かき遊び</td></tr> </table> 育児相談(電話・面接) 月～金曜日 午前9時30分～午後4時	2日(金)	豆まき	5日(月)	ままごと遊び	7日(水)	戸外遊び	9日(金)	ブロック遊び	14日(水)	パレンティンチョコレート作り	16日(金)	お誕生会 (要予約)	19日(月)	親子で読書	21日(水)	折り紙遊び	23日(金)	散歩 (園周辺)	26日(月)	雛飾り作り	28日(水)	お絵かき遊び
2日(金)	豆まき																						
5日(月)	ままごと遊び																						
7日(水)	戸外遊び																						
9日(金)	ブロック遊び																						
14日(水)	パレンティンチョコレート作り																						
16日(金)	お誕生会 (要予約)																						
19日(月)	親子で読書																						
21日(水)	折り紙遊び																						
23日(金)	散歩 (園周辺)																						
26日(月)	雛飾り作り																						
28日(水)	お絵かき遊び																						
○ 若草保育園 ☎096-234-0013 園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)																							
○ 竜野保育園 ☎096-234-0519 <table> <tr><td>10日(土)</td><td>発表会</td></tr> <tr><td>16日(金)</td><td>お誕生会</td></tr> </table> 園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)	10日(土)	発表会	16日(金)	お誕生会																			
10日(土)	発表会																						
16日(金)	お誕生会																						
○ 乙女保育園 ☎096-234-3947 園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)																							
○ 緑川保育所 ☎096-234-0789 園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)	体験保育 月・水・金曜日 午前9時30分～正午																						

●行事などに関する詳しい内容は、各園に直接お問い合わせください。

Health

町総合保健福祉センターからのお知らせ

高齢者を守るための制度や事業についてご存知ですか？

❖高齢者を守るための制度 ～成年後見制度～

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、これらのことを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約があっても、判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

成年後見制度とは、このような判断能力の不十分な方々に対し、

本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。同制度には大きく2つの種類があります。

●任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約を結んでおく制度です。

●法定後見制度

法定後見制度は、判断能力が不十分になってから、本人・配偶者・4親等内の親族などが家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が法

あゆみだより 介護の話

このコーナーでは、毎月、町総合保健福祉センター職員である保健師、社会福祉士などが、健康や福祉、介護、健康診査などに関する情報をリレー形式でご紹介します。



今月の「あゆみだより」は
岩永 一寿 社会福祉士

認知症が疑われる状態になった際には早期の相談・受診ができるように情報を収集しておくことも重要です。町では、住民向けに認知症に関する講演会や、相談会を開催していますので、ぜひご活用ください。

定後見人および法定後見監督人を選任し、本人の財産管理などの法律行為を支援する制度です。同制度は、本人の判断能力の状態等に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分かれます。

成年後見制度は、支援が必要な高齢者など（成年被後見人など）の財産を保全・維持することが最優先となるため、成年後見人が選任されている方の財産処分などを行うためには、家庭裁判所の事前許可が必要になり、不必要な財産処分を防ぐことができます。

成年後見制度に関してのご相談は、町地域包括支援センターへご相談ください。

❖高齢者を守るための事業 ～地域福祉権利擁護事業～

甲佐町社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から委託を受けて実施する事業で、ご自分で金銭や

大切な書類を管理することによって不安のある方の財産や権利を守るため、日常的な金銭管理や通帳・権利証等、大切な書類を預かり、利用者が安心して地域で生活を送れるように支援をする事業です。

●ご利用できる方

町内で在宅生活をされている認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力に不安のある方で、事業についての理解ができ、契約できる能力を有する方

●契約の締結

利用者本人と甲佐町社会福祉協議会で契約締結後、サービス開始となります。

●サービスの内容

①福祉・介護サービスを利用する際の手続きの援助
②年金等の受領に必要な手続きや、医療費・税金・公共料金等の支払い、および支払いに伴う預金の払い出し、または預け入れなどの日常的な金銭管理
③年金証書や預貯金の通帳、権利書や契約書類、実印、銀行印などの大切な書類等の預かり

地域福祉権利擁護事業に関してのご相談は、甲佐町社会福祉協議会へご相談ください。

▼ご相談・お問い合わせ先

・町地域包括支援センター
☎096-235-8711
・甲佐町社会福祉協議会
☎096-234-1192

●健康や福祉、介護、健康診断などに関するご相談・お問い合わせ先
・町総合保健福祉センター
・町地域包括支援センター
（町総合保健福祉センター内）
☎096-235-8711